

災害廃棄物対策指針の改定

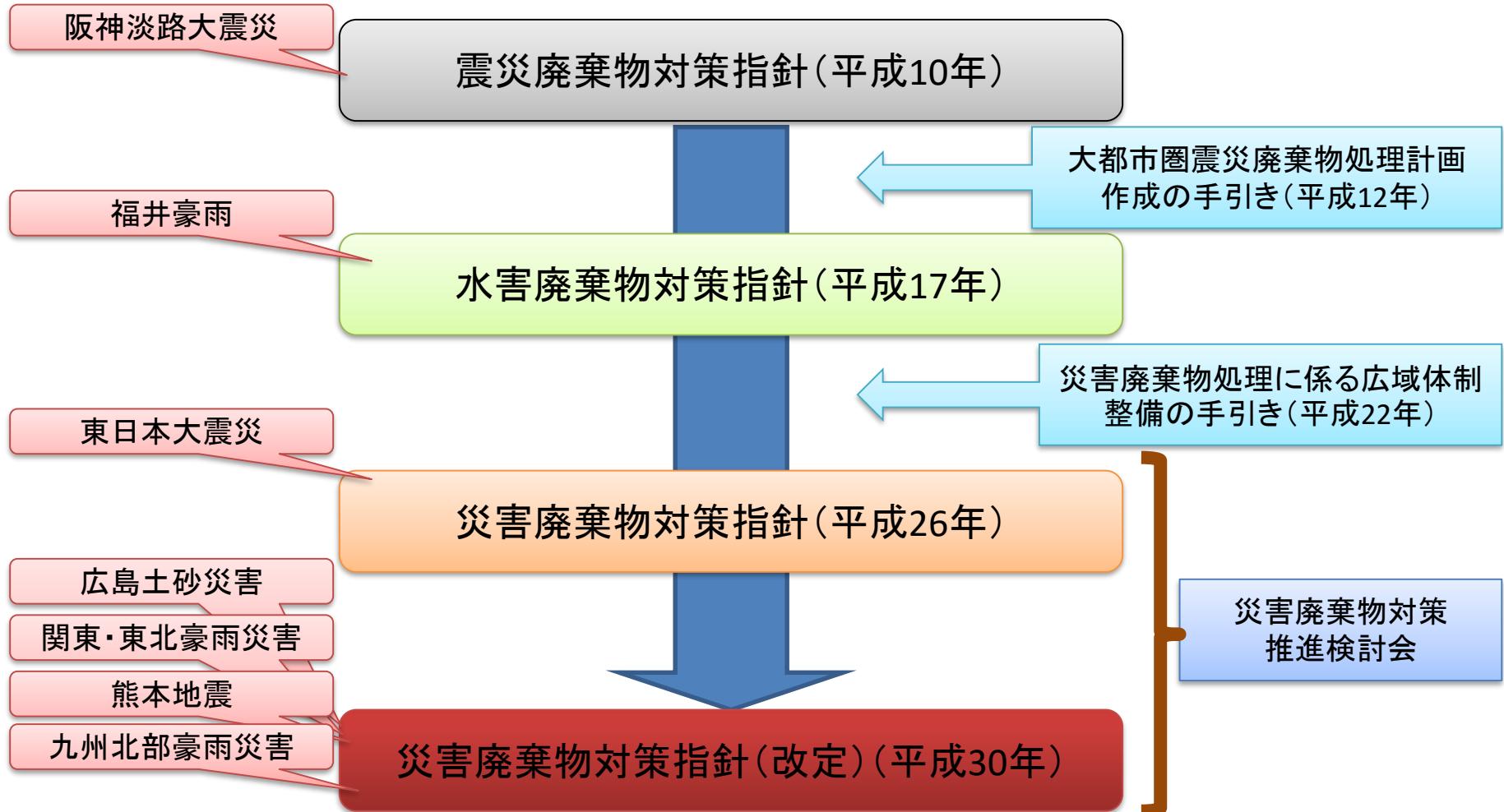
(付 北海道胆振東部地震における環境省の取組)

平成30年11月26日

東北地方環境事務所

災害廃棄物対策指針とは

- 災害廃棄物対策指針は、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたもの。
- 平成26年に東日本大震災の教訓を元に、過去の指針等を統合して策定。
- 平成30年に、熊本地震等の近年の災害の知見を元に改定。



改定案の策定方針

平成28年度

- 平成28年度災害廃棄物対策推進検討会「地域間協調・指針検討ワーキンググループ」(メンバーは学識経験者や災害廃棄物処理計画策定の経験のある自治体担当者等)において、改定方針を議論
- **3つの点検の視点から全45項目の点検項目を抽出・整理**し、対応方針(記載内容の修正の有無、充実等)を検討

点検の視点	点検項目(全45項目)
① 法改正や環境省などの新しい取組に基づく点検	1. 法改正等に伴う記載内容の点検(3項目) 2. D.Waste-Netや地域ブロック協議会の発足に伴う記載内容の点検(1項目)
② 災害廃棄物処理の実績や最新の知見を踏まえた点検	1. 近年の災害の課題・教訓を踏まえた記載内容の点検(26項目) 2. 過年度WG等の検討結果を踏まえた記載内容の点検(4項目) 3. 自治体処理計画の状況を踏まえた点検(6項目)
③ わかりやすさの向上などの観点からの点検	1. フロー・写真・事例等の整理、参考資料の充実(5項目)

平成29年度

- D.Waste-Netメンバーである国立環境研究所の研究員を中心として、「災害廃棄物対策指針改定ワーキンググループ」を設置し、平成28年度に検討した対応方針を基本とし、ワーキンググループでの議論や自治体への照会結果(合計で**約350個**の意見を聴取)を反映して改定案を策定

災害廃棄物対策指針改定ワーキンググループ委員

(※五十音順、★:座長)

氏名	所属
阿部 勝彦	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 客員研究員
宗 清生	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 災害環境マネジメント戦略推進オフィス 高度技能専門員
高田 光康	公益財団法人廃棄物・3R研究財団 研究参与
多島 良★	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 研究員
松本 実	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 客員研究員

災害廃棄物対策指針の改定スケジュール

平成28年度

地域間協調・指針検討ワーキンググループ

全45項目の点検項目を抽出・整理、対応方針を検討

平成29年度

改定素案(新旧対象表)の作成

環境省地方環境事務所への意見照会

第1回 災害廃棄物対策指針改定ワーキンググループ(平成29年10月19日)

改定素案(新旧対象表)の修正

改定素案の作成

環境省地方環境事務所への意見照会

自治体への照会

第2回 災害廃棄物対策指針改定ワーキンググループ(12月6日)

改定案の作成

第2回 災害廃棄物対策推進検討会(3月6日)

災害廃棄物対策指針の構成の見直し

用語の定義(※追加)

第1編 総則(※構成を変更)

改定前	改定後
第1章 背景・目的	第1章 背景・目的
第2章 指針の構成	第2章 指針の構成
第3章 基本的事項	第3章 基本的事項
(1)本指針の位置付け	(1)本指針の位置付け
(2)対象とする災害	(2)大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針の位置付け
(3)災害の規模別・種類別の対策	(3)災害廃棄物処理指針の位置付け
(4)対象とする業務と災害廃棄物	(4)災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け
(5)処理計画の基本的考え方	(5)対象とする災害
(6)処理主体	(6)災害の規模別・種類別の対策
(7)その他留意すべき事項	(7)廃棄物部局の業務
(8)災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け	(8)災害時に発生する廃棄物
(9)発災後における各主体の行動	(9)処理主体
	(10)発災後における各主体の行動

第2編 災害廃棄物対策(※構成は変更していない)

第1章 災害予防(被害抑止・被害軽減)

第2章 災害応急対応

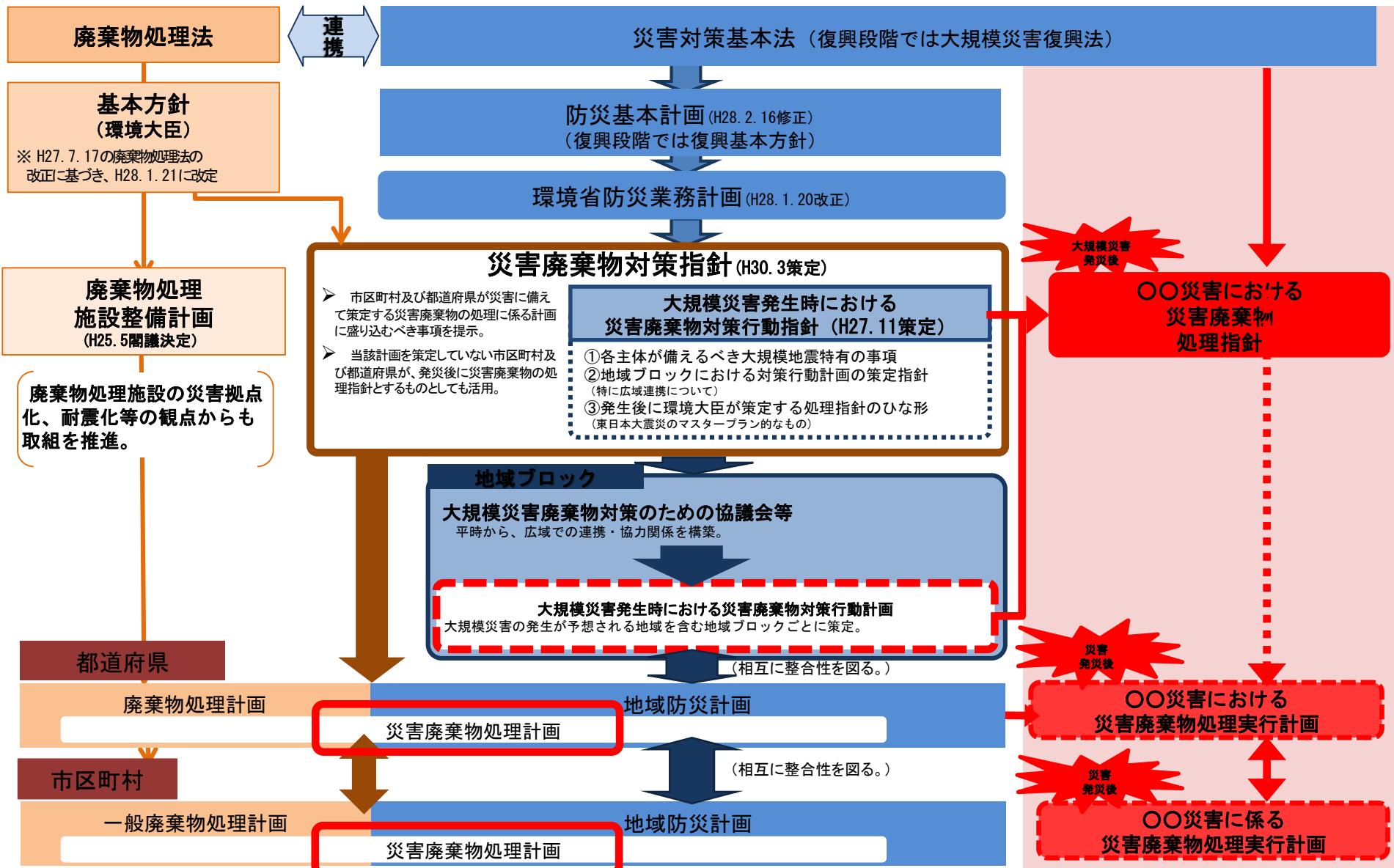
第3章 災害復旧・復興

第3編 技術資料

第4編 参考資料

災害廃棄物対策指針の位置づけ

- 災害廃棄物対策指針とは、廃棄物処理法基本方針及び災害対策基本法に基づく防災基本計画(第34条)並びに環境省防災業務計画(第36条)に基づき、策定。



災害廃棄物処理計画の策定の根拠

○廃棄物処理法第五条の二第一項に基づく、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(環境省告示第七号 平成二十八年一月二十一日)

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(1)市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、
その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、
非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

(2)都道府県の役割

都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により

その際、国が定める廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、**各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行うものとする。**

災害廃棄物対策指針の改定のポイント

1. 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正に基づく改定
 - ・ 災害廃棄物対策指針等の位置づけを明記
 - ・ 地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記
 - ・ 廃棄物処理施設の設置や活用に関する特例措置等の追加
- 地域ブロック協議会やD.Waste-Net等の役割を明記 など

2. 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実

- 平時、災害応急対応期、復旧・復興期、それぞれのステージで必要とされる事項を具体化
 - ・ 災害応急対応期における初動対応で実施すべき事項の具体化(し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性等)
 - ・ 災害時に実際に連携した団体(ボランティアを含む)への働きかけの強化
 - ・ 特別対応が必要な廃棄物の取り扱いの充実(太陽光パネルや蓄電池など) など

3. 上記2. を受けた平時の備えの充実

- 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化
- 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理
- 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実 など

国、都道府県、市区町村(支援/受援)、関係団体などの役割を明確化

災害廃棄物対策指針の主な改定内容①

点検の視点	点検項目	改定の概要	改定案における主な該当箇所
① 法改正や環境省などの新しい取組に基づく点検	1. 法改正等に伴う記載内容の点検	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年8月廃掃法と災対法の改正 平成28年2月行動指針の策定 平成28年3月廃棄物処理法の基本方針の改正 <p>● 市町村及び都道府県による処理計画の策定根拠を記載</p> <p>● 行動指針の位置付けを記載</p> <p>● 処理指針の位置付けを記載</p> <p>● 各種法令・計画の体系図を修正</p> <p>● 国の支援として大規模災害発生時における代行処理に係る記載を追記</p> <p>● 廃棄物処理法 第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5の特例について追記</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1編 第3章 (1)本指針の位置付け 第1編 第3章 (2)行動指針の位置付け 第1編 第3章 (3)処理指針の位置付け 第1編 第3章 基本的事項
		<ul style="list-style-type: none"> 平成29年9月ごみ処理基本計画策定指針の改正 内閣府などによるBCPの策定要請や受援体制の構築の検討等 <p>● 用語の定義に受援を追記</p> <p>● 組織体制の検討にあたり受援体制を構築しておくことを追記</p> <p>● 各種法令・計画の体系図を修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2編 第1章 1-6 (7)仮設処理施設 (15)許認可の取扱い 第2編 第2章 2-6 (14)許認可の取扱い 第2編 第3章 3-6 (17)許認可の取扱い
	2. D.Waste-Netや地域ブロック協議会の発足に伴う記載内容の点検	<ul style="list-style-type: none"> D.Waste-Netの発足 地域ブロック協議会の発足 <p>● 平時におけるD.Waste-Netの運営や災害時における派遣等、国の支援について追記</p> <p>● 平時における地域ブロック協議会の開催及び行動計画の策定、災害時における都道府県と連携した広域的な連携体制について追記</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2編 第1章 1-3 (2)都道府県、国の支援 第2編 第1章 1-3 (4)民間事業者との連携 第2編 第1章 1-4 職員への教育訓練 第2編 第2章 2-4 (2)都道府県、国の支援
			<ul style="list-style-type: none"> 第1編 第3章 (2)行動指針の位置付け 第2編 第1章 1-3 (2)都道府県、国の支援 第2編 第1章 1-4 職員への教育訓練 第2編 第2章 2-4 (2)都道府県、国の支援 第2編 第3章 3-4 (2)都道府県、国の支援

災害廃棄物対策指針の主な改定内容②

点検の視点	点検項目	改定の概要	改定案における主な該当箇所
②災害廃棄物処理の実績や最新の知見を踏まえた点検	1. 近年の災害の課題・教訓を踏まえた記載内容の点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 初動対応に係る記載内容の充実 <p>● <u>発災後における各主体の行動フロー</u>を充実</p> <p>● <u>片付けごみ</u>への対応(分別排出とその周知徹底、集積所としてごみステーションの活用を避けること等)を追記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1編 第3章 (10)発災後における各主体の行動
		<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場の確保や管理・運営に関する記述の充実 <p>● <u>再生可能エネルギー設備への対応</u>や石綿の取扱い(<u>災害時における石綿飛散防止</u>に係る取扱いマニュアル(改定版))など、記載内容を充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1編 第3章 (8)災害時に発生する廃棄物 ● 第2編 第2章 2-6 (5)収集運搬 ● 第2編 第2章 2-6 (6)仮置場
		<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアとの連携に関する記載の追記 <p>● <u>被災家屋の片付け</u>等に係る<u>ボランティアに対する周知徹底</u>(排出方法や分別区分、健康への配慮)など、記載内容を充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2編 第2章 2-6 (6)仮置場 ● 第2編 第2章 2-6 (7)環境対策、モニタリング、火災対策 ● 第2編 第2章 2-6 (8)損壊家屋等の撤去 ● 第2編 第2章 2-6 (9)選別・処理・再資源化
2. 過年度WG等の検討結果を踏まえた記載内容の点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成26～27年度WG報告書、各自治体で作成した記録誌の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害を受けた自治体は処理の記録を整理し評価を行い、必要に応じて処理計画の見直しを行うこと、<u>記録誌</u>を作成することを追記 ● 技術資料の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1編 第3章 (4)災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け ● 技術資料
3. 自治体処理計画の状況を踏まえた点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県・市町村の役割の明確化等に係る記載内容を充実 	<p>● <u>処理主体</u>の明確化</p> <p>● <u>都道府県や国の支援(ピュシャ型支援等)</u>の記載内容の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1編 第3章 (9)処理主体(損壊家屋等の手筋) ● 第2編 第1章 1-3 (2)都道府県、国の支援 ● 第2編 第2章 2-4 (2)都道府県、国の支援 ● 第2編 第3章 3-4 (2)都道府県、国の支援 ● 都道府県の支援の記載内容の充実

災害廃棄物対策指針の主な改定内容③

点検の視点	点検項目	改定の概要	改定案における主な該当箇所
③わかりやすさの向上などの観点からの点検	● 国庫補助との関係から見た点検	● <u>損壊家屋等の撤去</u> (必要に応じて解体)の <u>災害等廃棄物処理事業補助金</u> の適用に係る記載を追記	● 第1編 第3章 (8)災害時に発生する廃棄物 ● 第1編 第3章 (9)処理主体
	● 災害廃棄物情報プラットフォーム(国立環境研究所)等の参考となる情報の追記	● <u>災害廃棄物情報プラットフォーム</u> における「 <u>災害廃棄物に関する研修ガイドブック</u> 」について追記	● 第2編 第1章 1-4 職員への教育訓練 ● 技術資料
	● フローや写真、事例等の整理	● 技術資料、参考資料の充実	● 技術資料、参考資料

【廃棄物担当課の業務】

廃棄物部局の業務は、平時から実施している一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分、再資源化だけでなく、「災害廃棄物の仮置場の管理」から「災害廃棄物の処理」や「災害廃棄物による二次災害の防止」等も含む。

○平時の業務

- ア. **災害廃棄物処理計画の策定と見直し**
- イ. 災害廃棄物対策に関する**支援協定の締結**(災害支援全体に対する協定に災害廃棄物対策の内容を位置付けることを含む)や法令に基づく事前手続き
- ウ. **人材育成**(研修、訓練等)
- エ. 一般廃棄物処理施設の**耐震化**や災害時に備えた**施設整備**
- オ. **仮置場候補地の確保**

○災害時の業務（参考：本章（10）発災後における各主体の行動）

- a. 散乱廃棄物や損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)
- b. 災害廃棄物の収集・運搬、**分別**
- c. **仮置場の設置・運営・管理**
- d. 中間処理(破碎、焼却等)
- e. 最終処分
- f. 再資源化(リサイクルを含む)、**再資源化物の利用先の確保**
- g. 二次災害(強風による災害廃棄物及び粉じんの飛散、ハエなどの害虫の発生、蓄熱による火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊、損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)に伴う石綿の飛散など)の防止
- h. 進捗管理
- i. **広報、住民対応等**
- j. 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

【災害時に発生する廃棄物⇒分別の種類】

災害によって使えなくなつたごみ(災害廃棄物)は、
12種類に分別してください。

可燃系混合物



衣類、紙、段ボール、
木製家具など
生ごみなどは
入れないでください。
家具のガラスは
分類してください。

プラスチック製品



プラスチック製品、
古紙ケース、おもちゃ類、
繊維材、ビニール袋など



ビニール製品、
容器包装プラスチック、
ビニール袋など

ガラス、陶器類



ガラス、陶器類など
ジュース・酒などの液体、
生ものなどの中身は
あらかじめ
捨ててください。

コンクリート系混合物



コンクリートブロックや
家屋の基礎など
瓦類は入れないで
ください。

金属系混合物



自転車、ステール製
の橋、台所用品など
スプレー缶は
入れないでください。

家電4品目



テレビ、冷蔵庫、洗濯機、
エアコン
冷蔵庫内の物は
出してください。

その他家電・小型家電



CDプレーヤー、
炊飯器、ゲーム機器、
ファンヒーター、
石油ストーブなど

ファンヒーター、石油ストーブの中の
灯油は抜いてください。電池は外してください。

布団、畳など、カーペット



布団などの寝具類、
畳、カーペットなど

瓦類・石膏ボード



瓦屋根や壁などに使用
したスレート材など
保管運搬に
注意してください。

大型木質系ごみ



ベニア材、角材、
柱材など
大きな木などは、
1m以内に
裁断してください。

太陽光パネル・蓄電池



太陽光パネル、
蓄電池など
感電に注意し、
遠やかに自治体に
連絡をしてください。

危険物・処理困難物など



ペンキ、シンナー類、
家庭内で
使用している灯油、
ガソリンなど
スプレー缶など



蛍光管、蛍光灯、PCB使用機器など

※仮置場のスペースや自治体の分類方法によって異なります。ごみ(災害廃棄物)の出し方につきましては、各自治体の指示に従ってください。

【災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針】

第2編第1章 平時の備え

- 地方公共団体は、仮置場の候補地を平時に設定するが、設定するに当たっては仮置場の利用方法についても検討しておく。

表 仮置場の利用方法(例)

用途	説 明
一時的な仮置場	<ul style="list-style-type: none">・道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き・住民が自ら持込む仮置き
破碎作業用地等	<ul style="list-style-type: none">・仮設破碎機等の設置及び処理作業(分別・選別等)を行うための用地
保管用地	<ul style="list-style-type: none">・中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管・最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスせずに堆積するものの保管・コンクリートがらや津波堆積物等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管・焼却灰や有害廃棄物等の一時的な保管(危険物も含む)・需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管(但し、再資源化物のみを仮保管している場所は含まない)

図 仮置場の検討フロー(例)



【周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等】

第2編第1章 平時の備え

★ 受援体制の構築

- 災害の規模、建物や処理施設等の被災状況、職員の被災状況などによっては人的・物的支援を必要とする場合があることから、地方公共団体は受援について予め検討、整理しておく必要がある。なお、支援終了後の庁内組織体制への移行にも配慮する必要がある。
- 被災地方公共団体は、収集運搬体制を構築する。体制構築に当たっては平時に検討した内容を参考とし、被害状況に応じて見直しを行う。必要に応じて他の地方公共団体等へ協力要請を行う。



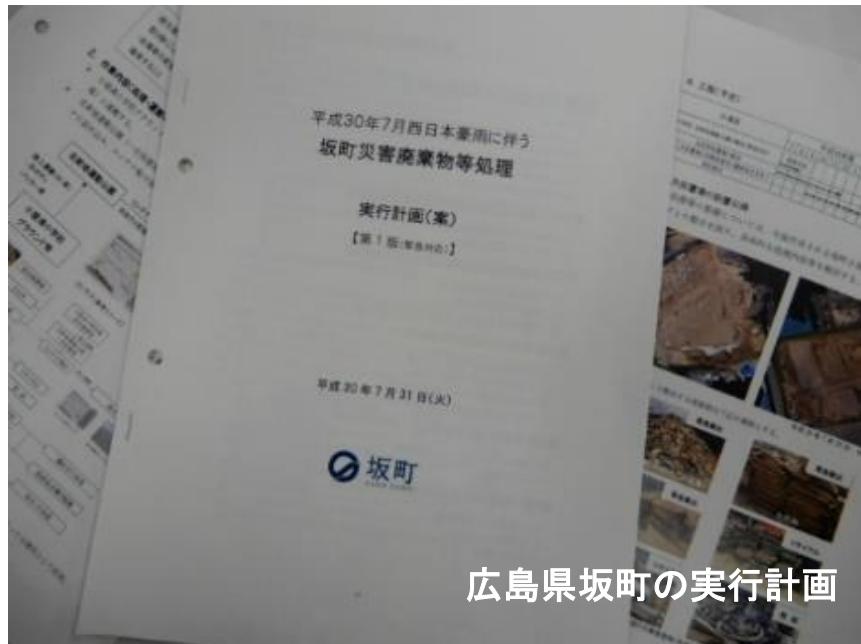
他都市からの収集運搬支援

【周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等】

第2編第3章 災害復旧・復興等

★ 事務委託

- 被災市区町村は被害の規模等により、実行計画の策定及び災害廃棄物の処理作業の実施が事務能力上困難であると判断した場合は、被災都道府県へ支援(事務委託を含む)を要請する。 ➡ 地方自治法252条14



広島県坂町の実行計画



二次仮置場選別施設

【周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等】

受援を行う際に必要な事項

図 受援を行う際に必要な事項のイメージ

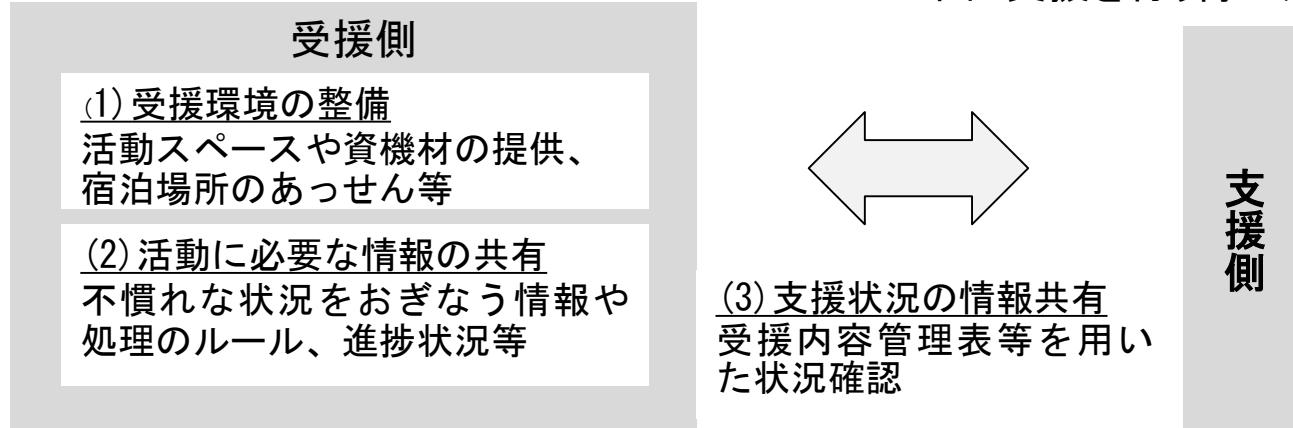


表 人材の受け入れにあたり配慮すべき事項の例

項目	環境設備の内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none">● 支援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する● 可能な範囲で、支援側の駐車スペース(パッカー車などの作業用車両用等)を確保する
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none">● 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none">● 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none">● 支援職員の宿泊場所の確保については、支援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎、焼却施設等の会議室や休憩室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する

【民間事業者等との連携・協力のあり方】

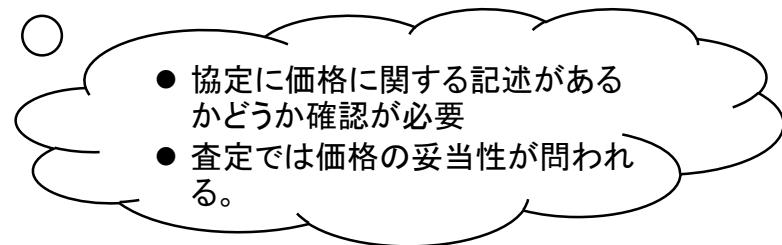
第2編第1章 平時の備え

第2編第2章 災害応急対応

- 被災地方公共団体は災害支援協定に基づき整理した事業者リストを活用して協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築する。

第2編第3章 災害復旧・復興等

- 被災地方公共団体は、民間事業者等の協力を得て災害廃棄物の撤去や損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)、災害廃棄物の処理・処分を行うため、災害廃棄物処理事業を発注する。



【ボランティアとの連携に関する記載の追記】

- 被災家屋の片づけ等にボランティアが関わることが想定されるため、被災市区町村はごみ出し方法や分別区分、健康への配慮等に係る情報についてボランティアに対する周知・広報を行う。被災市区町村の廃棄物部局は、社会福祉協議会や広報部局と連携し、ボランティアへの周知の徹底と、各種媒体を活用する等、効果的に広報を行う。

ボランティアの皆さんへ

事 例

片付けごみ(災害廃棄物)の仮置場への搬入方法について



1 仮置場での分別について

- ◆ 分類別に分けて、所定の場所に奥から置いてください。
- ◆ 置やマットレスなど重ねられるものは、搬出しやすいよう、きれいに重ねてください。ボランティアとの打合せ
- ◆ 可燃物(毎週火、金に出せるもの)については、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。

2 片付けごみの搬出方法

- ◆ 被災家屋から排出されるさまざまごみは出来るだけ分別をして、仮置場への搬入ができるようお願いします。
- ◆ 小物類を搬出される場合は、可燃物(紙・段ボール類、木くず、繊維類など)、割れたガラス・陶器類、金属類などに分別し、何が入っているか分かるようにして、仮置場で分別しやすいように排出してください。
- ◆ 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出して、冷蔵庫だけを仮置場に持ち込んでください。
- ◆ 生ごみ(腐敗するものは、通常の可燃物(毎週火、金)として、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。

災害廃棄物対策指針（改定版）における技術資料の改定

- 災害廃棄物対策指針（改定版）における**技術資料**については、平成30年度以降も引き続き改定作業中。
- 災害廃棄物対策指針（平成26年3月策定版）の技術資料については、環境省HPにて公開中。

URL: (<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/toc/index.html>)

北海道胆振東部地震における災害廃棄物等に係る環境省の取組

■現地調査等の実施

- 9月7日から順次、東北・関東・中部地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を北海道庁及び道内5市町（札幌市、厚真町、安平町、むかわ町、日高町）へ派遣し、災害廃棄物の発生状況等を確認。
- 各町にある集落の集積場所、中心部の仮置場の状況確認調査、必要に応じ助言を実施。
- 9月10日に、北海道循環型社会推進課、札幌市環境局関係各課とそれぞれ今後の対応策や組織としての課題について共有。自治体や支援事業者の収集運搬と処分を効率的に実施するため、現状認識を行ったうえで課題認識を行った。



厚真町 山体崩壊現場



安平町 建物損壊現場



札幌市清田区 液状化被害現場

■技術的助言

- 現地調査に併せて、道・被災市町との意見交換を行い、廃棄物の収集運搬、被災家屋の撤去、災害廃棄物関係補助金等の留意点等について助言。
- 9月23日から、熊本市環境局から家屋撤去事務の担当主幹を招聘し、札幌市における家屋公費撤去に係る事務上の注意や要綱制定等、多方面にわたる助言を行った。